

○津山工業高等専門学校情報セキュリティ 学生規程

〔平成23年11月30日
規程第14号〕

改正 平成26年2月27日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構津山工業高等専門学校(以下、「本校」という。)における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生(以下、「学生」という。)が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則(機構規則第98号)別表、及び独立行政法人国立高等専門学校機構情報格付規則(機構規則第99号)、並びに本校情報セキュリティ管理規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は本校内で学生が使用する情報システム(学生個人が所有する情報システムを含む。)を対象とする。

(一般的遵守事項)

第4条 学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則を遵守しなければならない。

(一般的禁止事項)

第5条 学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信
- (2) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (3) 守秘義務に違反する情報の発信
- (4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- (5) 公序良俗に反する情報の発信
- (6) 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- (7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為

- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為，又はこれに類する行為
- (9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (10) その他法令に基づく処罰の対象となり，又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (11) 上記の行為を助長する行為
（情報システムの利用に係わる禁止事項）

第6条 学生は，次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 教育を受ける又は研究を行う以外の目的で情報システムを利用すること，及び利用資格のない者に利用させること。
 - (2) 担任，学科長，科目担当教員，指導教員等（以下「関連教員」という。）を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに，新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。
 - (3) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに，新たにコンピュータシステムを設置すること及びネットワークに接続すること。
 - (4) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに，情報公開を行うこと。
 - (5) 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。
 - (6) ネットワーク上の通信を監視し，又は情報システムの利用情報を取得すること。
 - (7) 情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。
- 2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアについては，教育を受ける又は研究を行う以外の目的でこれを利用してはならない。なお，当該ソフトウェアを教育を受ける又は研究を行う目的で利用する場合は関連教員を通して情報セキュリティ副責任者の許可を得なければならない。

（ユーザーIDの管理）

第7条 学生は，情報システムに係わるユーザーIDについて，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて，情報システムを利用しないこと。
- (2) 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。
- (3) 自分に付与されたユーザーIDを，他者に知られるような状態で放置しない

こと。

(パスワードの管理)

第8条 学生は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は情報システムの利用認証に係わるパスワードについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他者に知られないようにすること。
- (2) 他者に教えないこと。
- (3) 容易に推測されないものにする事。
- (4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。

2 前項のパスワードが他者に使用され又はその危険が発生した場合は、学生は直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

第9条 学生は、自己の管理するPC、モバイル機器について、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) アンチウイルスソフトウェアを導入し、ウイルス感染を予防できるよう努めること。
- (2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。
- (3) 自己の管理するPC、モバイル機器の第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。
- (4) 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。

2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める「情報セキュリティポリシー全校的实施手順」によるものとする。

(電子メールの利用)

第10条 学生が電子メールを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- (2) 教育を受ける又は研究を行う目的以外での通信を行わないこと。

(3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第11条 学生がウェブブラウザを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。

(2) 教育を受ける又は研究を行う目的以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第12条 学生が本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し教育を受ける又は研究を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前に関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ること。

(2) 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えるとともに、ログ機能を設定し、動作させること。

(3) 当該情報システムにアンチウイルスソフトウェアをインストールし、最新のウイルス定義ファイルに更新すること。

(4) 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。

(5) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであることを確認すること。

(物理的入退場管理)

第13条 学生は、物理的セキュリティについて「情報セキュリティ管理規程」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第14条 学生は、入学時に情報資産の利用に関する教育を受講しなければならない。

2 前項が遵守できなかった場合、学生は学科長にその理由を報告しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第15条 学生が情報セキュリティインシデント(以下「インシデント」という。)を発見したときは直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。

(1) 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。

(2) 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時にその指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成23年11月30日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。